

公益社団法人瀬戸法人会入会のご案内

法人会の基本指針

法人会は、よき経営者をめざすものの団体として
会員の積極的な自己啓発を支援し納税意識の向上と
企業経営及び社会の健全な発展に貢献します。

貴社益々ご隆盛の段お慶び申し上げます。

公益社団法人瀬戸法人会は、瀬戸税務署管内の法人で結成し、現在約70%の法人企業の方々にご加入いただき、瀬戸税務署の指導のもと公益法人として税務当局はもちろん、税理士会等と協調し会員各位の企業繁栄と公益法人として各種の社会貢献活動等活発な事業活動を推進しております。

主な事業活動としては

- 1) 経理、経営、経済関係の各種講演会・研修会の開催
- 2) 改正税制の周知、各種税法の説明会の開催
- 3) 税制改正の要望、意見具申
- 4) 地域社会貢献活動として管内小中学校での「租税教室」等租税教育活動の実施
- 5) 経営者の不測の事故を保障する経営者大型総合保障制度や各種福利厚生制度の普及推進 等

幅広い活動をしております。

貴社にもこの機会に是非ともご加入いただきますよう何卒宜しくお願い申し上げます。

◆入会の手続きは

別紙入会申込書に所要事項をご記入いただき、押印の上、下記事務局までご提出下さい。（FAX可）

◆会費について

入会初年度は、年会費2,300円（入会金500円を含む）ですが、次年度からは、事業規模等により年会費は最低2,400円～最高20,000円に変わります。

＜2年目以降の会費は裏面の会費額基準表をご参照ください＞

◆不明な点、詳細は……事務局まで

本 所／備前市東片上230番地 （備前商工会議所内）

公益社団法人 瀬 戸 法 人 会

（TEL 0869-64-2885）（FAX 0869-63-1200）

支 所／瀬戸税務署管内 各 商 工 会（4支所）

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/seto/>

E-mail : setoho@optic.or.jp

公益社団法人瀬戸法人会 会費額基準表

年会費のランクと金額		対象となる資本金額
S 級	20,000円	資本金7,000万円以上
A 級	15,000円	資本金4,000万円以上7,000万円未満
B 級	10,000円	資本金2,000万円以上4,000万円未満
C 級	5,700円	資本金1,000万円以上2,000万円未満
D 級	4,200円	資本金600万以上1,000万円未満
E 級	3,000円	資本金300万円以上600万円未満
F 級	2,400円	資本金300万円未満
G 級	1,800円	入会初年度のみ（但し 入会金500円を別途徴収）



公益社団法人瀬戸法人会 入会申込書

正会員用

貴会の趣旨に賛同し下記の通り入会申し込み致します。

令和 年 月 日

所在地	〒 TEL FAX
フリガナ	
法人名	(印)
フリガナ	
代表者役職 代表者名	
業 種	
税理士関与	
決 算 月	月
資 本 金	円
備 考	

* 本情報は事務局からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、名簿として公開することがあります。

※本入会申込書は本所事務局又は、各支所事務局宛てFAX、郵送頂ければ幸いです。

本 所／備前市東片上230番地
公益社団法人 瀬 戸 法 人 会
(TEL 0869-64-2885) (FAX 0869-63-1200)
支 所／瀬戸税務署管内 各商工会内(4支所)